

保護者様

お子様の出席停止及び治癒の届出について

日の出小学校 保健室

学校感染症にり患したため、お子様は出席停止となります。期間は学校保健安全法施行規則に規定されており、医師の診断のもと登校許可日が決定されます。右の参考資料を参照の上、医師より診断を受けましたら、速やかに学校までお知らせください。また再登校時には、医療機関から発行された治癒証明書類、あるいは以下の「学校感染症治癒の届出（保護者記入）」を、学校までお届けください。

-----キ-リ-ト-リ-セ-ン-----

令和 年 月 日

日の出小学校長様

学校感染症治癒の届出

児 童 名 年 組 _____

保 護 者 名 _____ 印

下記のとおり、医師の診断がありましたので報告いたします。

記

1. 疾 患 名 _____

2. 診 断 した 病 院 名 _____

3. 初 診 日 _____ 月 _____ 日

4. 登 校 許 可 日 _____ 月 _____ 日

参考資料

主な学校感染症（一部）と出席停止期間

疾患名	出席停止期間（発症日は0日）	提出書類
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。	医療機関から発行された治癒証明書類
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで。	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。	
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで。	
咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで。	学校感染症治癒の届出（この用紙）
新型コロナウイルス感染症	発症から5日間を経過し、かつ症状が軽快して24時間経過するまで。無症状の場合は、検査日の翌日から5日間。※10日間経過するまでは、マスク着用を推奨。	
インフルエンザ	発症から5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。	